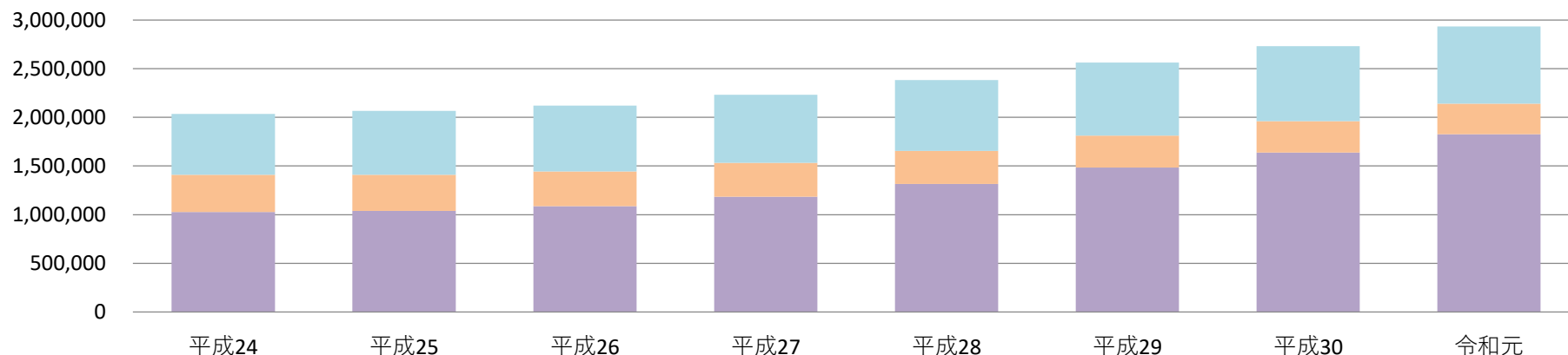




永住者の現状等について

令和2年7月29日
出入国在留管理庁

在留外国人に占める永住者の割合の推移



	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
在 留 外 国 人 数	2,033,656 (100%)	2,066,445 (100%)	2,121,831 (100%)	2,232,189 (100%)	2,382,822 (100%)	2,561,848 (100%)	2,731,093 (100%)	2,933,137 (100%)
永 住 者	624,501 (31%)	655,315 (32%)	677,019 (32%)	700,500 (31%)	727,111 (31%)	749,191 (29%)	771,568 (28%)	793,164 (27%)
特別永住者	381,364 (19%)	373,221 (18%)	358,409 (17%)	348,626 (16%)	338,950 (14%)	329,822 (13%)	321,416 (12%)	312,501 (11%)
そ の 他	1,027,791 (50%)	1,037,909 (50%)	1,086,403 (51%)	1,183,063 (53%)	1,316,761 (55%)	1,482,835 (58%)	1,638,109 (60%)	1,827,472 (62%)

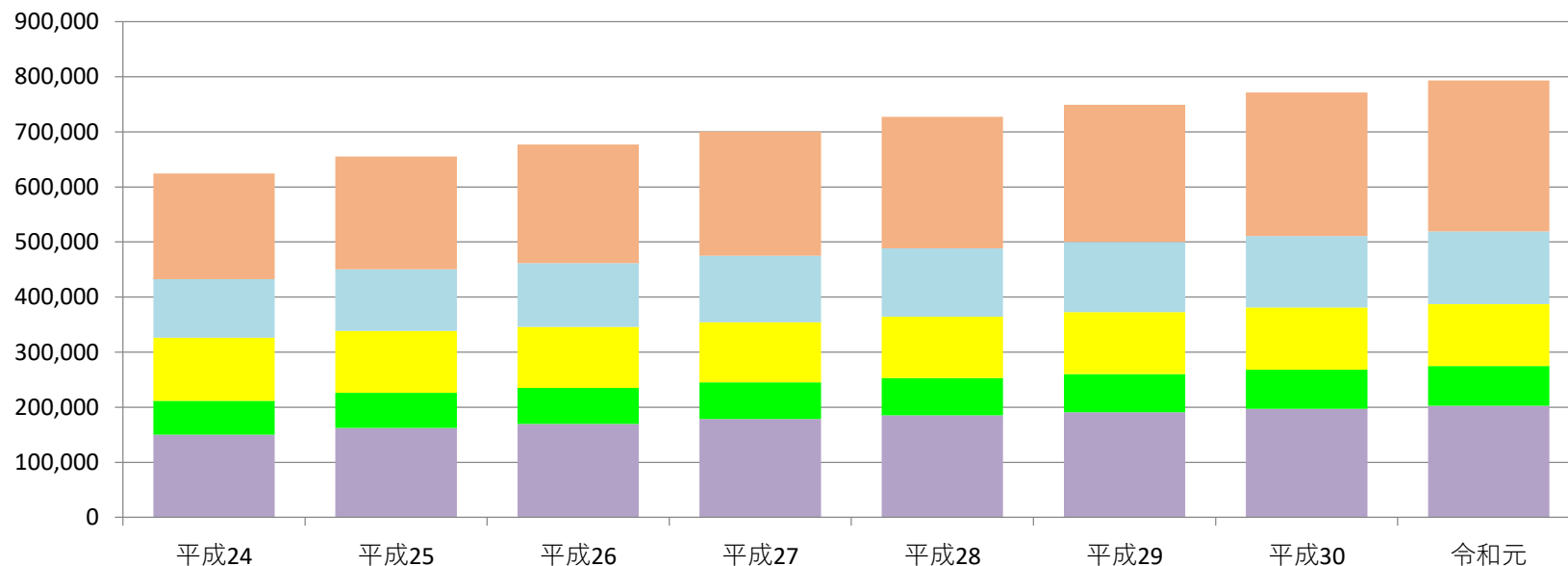
永住許可申請件数及び処理状況 (平成26年～平成30年)

	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
新規受理	54,359	54,164	55,359	60,024	60,684
処理総数	50,788	56,182	52,819	50,907	61,027
許可	35,800	39,820	35,679	28,942	31,526
不許可	13,916	15,130	15,631	20,044	27,287
その他	1,072	1,232	1,509	1,921	2,214
許可率	70.5%	70.9%	67.5%	56.9%	51.7%

(注1) 「その他」は、移管、取下げ及び終止等である。(注2) 入管特例法第5条申請数を含む。

永住者数の国籍・地域別の推移

(各年末現在)



	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
総数	624,501	655,315	677,019	700,500	727,111	749,191	771,568	793,164
中国	191,958	204,927	215,155	225,605	238,438	248,873	260,963	273,776
フィリピン	106,399	111,952	115,857	120,390	124,477	127,396	129,707	131,933
ブラジル	114,641	112,428	111,077	109,361	110,932	112,876	112,934	112,440
韓国	61,513	63,727	65,019	66,326	68,033	69,391	71,094	72,391
その他	149,990	162,281	169,911	178,818	185,231	190,655	196,870	202,624

永住許可に関するガイドライン 令和元年5月31日付け改定

(1) 素行善良要件

法令を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること

(2) 独立生計要件

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること

(3) 国益要件

その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア 10年以上継続して在留していること（うち5年は就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」を除く。）又は居住資格で在留していること）

（注）「日本人、永住者及び特別永住者の配偶者」、「定住者」、「難民の認定を受けた者」、「我が国への貢献があると認められる者」、「高度外国人材」等については、10年以上の継続在留要件が緩和されている。

イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。公的義務（納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務）を適正に履行していること

ウ 最長の在留期間を所持していること

（注）当面、在留期間「3年」を有する場合は、「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱う。

エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと

世論調査

実施経緯

平成30年の改正入管法に係る審議において、永住許可に対し「厳格に審査を行うこと」と附帯決議がなされていること等から、国民の意見を踏まえた検討を行うため、調査を実施したもの。

調査時期：令和元年11月7日～17日

調査対象者：全国18歳以上の男女3,000人

有効回収数：1,572人（有効回収率52.4%）

1 日本の永住者数を多いと思うか

・多いと思う	16.8%	38.3%
・どちらかといえば多いと思う	21.5%	
・適当だと思う		29.2%
・どちらかといえば少ないと思う	13.1%	18.6%
・少ないと思う	5.5%	
・わからない		13.9%

2 永住を許可する際、どのような要件が必要だと思うか (複数回答)

・犯罪歴がないこと	73.7%
・税金や社会保険料を納めていること	71.6%
・不法入国、不法残留、不法就労など出入国管理及び難民認定法に違反したことがないこと	61.3%
・自力で暮らしていける程度の収入や資産があること	53.9%
・日常的な場面で意思疎通ができる程度の日本語が話せること	41.0%
・生活保護を受給していないこと	37.4%
・日本に原則として10年以上住んでいること	30.1%
・日本への一定の貢献が認められる	21.4%
・その他、特になし、わからない	3.0%

3 一度永住許可された人に対し、永住許可された時の要件を満たさなくなった場合に、その永住許可を取り消して、再び活動内容や在留期間に制限がある立場に変更する制度を設けることに賛成か、反対か

・賛成	74.8%
・反対	14.6%
・わからない	10.6%

4 永住許可を取り消す制度を設けることとしたら、どのような場合に取り消すべきか（3で「賛成」と答えた方が複数回答）

・犯罪を犯して禁錮以上の刑に処せられた（執行猶予の言渡しを受けた場合を含む。）場合	81.0%
・税金や社会保険料を納めなくなった場合	73.2%
・生活保護を受けるようになった場合	39.8%
・日本人と結婚していることによって、通常より早く永住を許可された外国人が、その後すぐに離婚した場合	38.3%
・1年のほとんどを海外で生活している場合	33.1%
・収入が一定水準を超えていたことによって、通常より早く永住を許可された外国人が、その後水準未滿に収入を減らした場合	14.8%
・その他、特になし、わからない	2.2%

令和元年5月31日付け「永住許可に関するガイドライン」改定の際のパブリックコメントに寄せられた意見

- ・ 外国人にとって、在留期間の制約のない永住資格を取得することは、日本で安定的な生活を送るための貴重なステップであり、共生社会の基盤の一つでもあることから、今後、より一層、永住許可要件を緩和すべきである。
- ・ 公的義務の不履行については、個々の事情を十分に勘案すべきであり、公的義務の履行をしていないという理由のみで、永住許可要件を満たさないと一律に排除することは適当でない。
- ・ 永住許可申請に係る提出書類を簡略化できないか。
- ・ ガイドライン1のただし書にある「日本人、永住者は又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、（１）素行善良要件及び（２）独立生計要件に適合することを要しない」という部分は削除すべきである。
- ・ 外国人が日本の国益に該当すると言えるためには、日本語能力や日本の文化・社会等に対する理解力も求めるべき。
- ・ 永住許可後に、公的義務不履行や海外移住が発覚した場合など永住許可に関する法律上の要件を満たさなくなった場合に永住を取り消す制度についても検討すべき。

出入国管理行政懇談会等において、地方自治体等から寄せられた意見（令和元年度）

- ・ 住民税や国民健康保険料について、永住許可申請時にまとめて納付する者がいる。永住許可後においても公的義務の履行を確認すべき。
- ・ 国民健康保険料を滞納している永住者については、生活に困窮しており支払い能力がない場合も散見される。このようなケースでは、永住者に対する規制を厳しくしても、徴収効果は低いと考えている。

○附帯決議（平成30年12月8日 参議院法務委員会）

十 近年の我が国の在留外国人数の増加を踏まえ、在留外国人からの永住許可申請に対しては、出入国管理及び難民認定法第二十二條第二項の要件の適合性について、厳格に審査を行うこと。

○第一次出入国在留管理基本計画（平成31年4月策定）

8（5）永住許可の在り方の検討

今後も、我が国に在留する外国人が増加し続ける中で、入管法等改正法の附則規定に基づく2年後の見直しも見据え、在留活動に制限がなく、かつ、在留期間にも制限のない在留資格「永住者」について、その在り方を検討していく。

創設経緯

○ 総理発言（平成29年2月2日衆・予算委員会）

「二世、三世の皆さんも、おじいちゃん、おばあちゃん、そしてひいおじいちゃん、ひいおばあちゃんの国である日本への強い憧れを持っているということを本当にそれぞれの国で感じました。・・・（略）・・・，一回行ってみたいという方々の熱意を私も聞きまして，こういう日系四世の皆さんの熱意にも応えていく必要が日本としてあるのではないかと、私はこう思います。

・・・（略）・・・四世の皆さんにどういう対応ができるかということをもっと前向きに検討していきたい，このように考えております。」

○ 総理から法務大臣へ制度検討の指示

制度概要（平成30年7月1日受入れ開始）

○ 制度趣旨

一定の要件を満たす日系四世の方を受け入れ，日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい，もって，日本と現地日系社会との結び付きを強める架け橋になる人材を育成する。

○ 主な受入れ要件

- 受入れ枠：年間4,000人
- 年齢：18歳以上30歳以下
- 滞在期間：通算5年間
- サポーターによる支援

- 日本語能力要件：①入国時にN4程度
②2年を超えて在留するときはN3程度
- 家族帯同不可

受入れの現状

○ 令和2年7月15日現在（速報値）

- 在留資格認定証明書交付数：106件
- 入国者数：86名

日系人等の在留資格（典型例）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

